

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金及び同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金の償還未済額の一部の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還の免除)

第2条 知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金又は同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況、死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことによりこれらの貸付金を償還することができなくなったと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(補則)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。